

第5回江別市障がい福祉計画等策定委員会議事録（要点筆記）

日時：令和2年12月14日（月）

午前10時00分～午前10時30分

場所：江別市民会館3階 37号会議室

出席委員数 12名

出席：大久保 薫、中川 雅志、鹿島 聡美、川田 純、松村 昭二、松井 秀子、
宮崎 智子、伊藤 ひとみ、藤岡 章一、松本 拓生、谷藤 弘知、宮口 悠子

欠席：有澤 瑞枝

事務局：健康福祉部長 佐藤 貴史、健康福祉部次長 伊藤 忠信
子育て支援室長 岩渕 淑仁、子育て支援課長 阿部 徳樹
子育て支援課子ども家庭係 主査 野原 寿美礼
障がい福祉課長 山岸 博、健康福祉部 参事 柴田 佳典
障がい福祉課障がい福祉係長 河崎 真大
障がい福祉課障がい福祉係 主査 尾崎 よしえ
(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 主任 林 梢子
(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 小柴 智子

傍聴者 0名

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

○「障がい者支援・えべつ21プラン」(素案)について

(2) 報告事項

○パブリックコメントの実施について

3 そ の 他

4 閉 会

○山岸課長

委員13名中12名の参加報告。

規定により、本委員会は無効に成立していることを申し添えます。

議事の進行については、大久保委員長よろしく申し上げます。

○大久保委員長

これより、「第5回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開催します。

先月行われました、第4回の委員会でいただいたご意見をもとに、計画の素案についてのお話が本日のメインになるだろうと思います。

議事の1つ目の協議事項「障がい者支援・えべつ21プラン」(素案)について事務局から説明をお願いします。

○尾崎主査

資料1「障がい者支援・えべつ21プラン(素案)」をご覧ください。

まず初めに差し替えについて説明します。41ページの赤字で印字または赤線で囲んでいます部分は、委員の皆様へ郵送していましたが資料から修正している部分であります。

真ん中の円グラフの【今後3年以内に地域で生活したいですか。複数回答】から単数回答に修正し、裏の42ページになります。

一番下の【外出するとき、利用する移動手段は、何ですか。複数回答】のグラフが円グラフでしたが、複数回答のため棒グラフに修正しています。

それでは、前回の策定委員会の「障がい者支援・えべつ21プラン(素案)」から追加や変更等の部分について説明します。

8ページをご覧ください。「第2章 障がいのある方の状況」、「1.障がい者・障がい児の数」、「(1)人口と障がい者数」の表の上から1つ目の総人口ですが、前回は4月1日現在で記載していましたが、10月1日現在に変更しています。前回の委員会で審議していただいた素案では、将来の人口について、各年4月1日の住民基本台帳の人口をもとに推計し、令和3年から5年までは緩やかに減少すると推計していました。

一方、現在、健康福祉部では、この「障がい者支援・えべつ21プラン」の他に、令和3年度からの「高齢者総合計画」の策定を進めており、その中で、将来の人口について各年10月1日の人口をもとに推計したところ、令和3年以降の人口推計は緩やかに増加するものとなりました。

通常であれば、4月1日と10月1日で、基準日に違いがあっても、将来の推計人口には大きな違いはないのですが、江別市では令和元年から令和2年にかけて、減少傾向にあった人口が増加に転じていることにより、推計結果に違いが生じることになりました。

そのため、健康福祉部としては、同時期に策定する計画において人口推計の傾向を統一するため、「障がい者支援・えべつ21プラン」の人口推計を「高齢者総合計画」と合わせることにしました。

今回の素案では、82ページにおける総人口と障がい者数の推計の記載を修正し、それに伴

い83ページから90ページにおける障害福祉サービス等については、見込量の記載を修正しています。

次に、28ページをご覧ください。「3. サービス提供体制の現状」、「(1) 障害福祉サービス等の提供者」の表の下から3つ目の地域生活支援事業の江別市の事業か所数ですが、2か所から3か所に変更しています。

前回は、地域生活支援事業等の補助金の申請対象である事業所数として、「障害者就労相談支援事業」と「精神障害者相談支援事業」の2か所を記載していましたが、今回は、補助対象事業ではないものの国の要綱に記載されている「障害者相談支援事業」を追加して3か所に変更しています。

次に、40ページをご覧ください。「第4章 障がい福祉の課題」、「1. アンケート調査の結果」です。40ページから57ページまでについては、前回の資料では、記載しておりませんが、前回の策定委員会にて報告をさせていただきました単純集計から一部を抜粋し、グラフにしたものを記載しています。

次に、68ページをご覧ください。「基本目標2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大」、「基本施策2-1 情報提供の充実」、主な事業名の下から2つ目の「防災に関する情報提供の充実」ですが、江別市では、令和2年12月1日から、障がいのため電話による119番通報を利用することができない方のために、インターネットを利用したチャットによる119番通報サービスである「ネット119」の運用を開始していますので、「ネット119」の記載を追加しています。

次に、78ページをご覧ください。「基本目標8 スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進」、「基本施策8-1 障がいのある方の社会参加活動の支援」、主な事業名の1つ目、「身体障がい者スポーツ大会・教室の開催」は、前回の策定委員会にて協議いただいたものですが、日常的に参加できる社会活動等、様々な支援内容につながるように、卓球やボウリング等の大会・教室を「開催します」から「推進します」に変更しています。

次に、79ページをご覧ください。「第7章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」、「1. 令和5(2023)年度の目標値」、「(1) 施設入所者の地域生活への移行」、目標値の表の2つ目から4つ目ですが、国の目標値に合わせて数値を精査しました。

次に、80ページをご覧ください。「(2) 福祉施設から一般就労への移行等」の表の2つ目から4つ目についてです。令和2年11月末に北海道から「第6期北海道障がい福祉計画(素案)」が示されたところですが、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の目標値の記載に関して、北海道の計画では、それぞれの事業の利用者が一般就労へ移行した方の数値が記載されていました。

前回、協議した素案では、各事業の利用者数を目標値として記載していましたが、北海道の素案と合わせて、それぞれの事業の利用者が一般就労へ移行した方の数値を記載することとして、項目と目標値を変更しています。

次に82ページをご覧ください。先ほど説明しましたが、「高齢者総合計画」の人口推計に合わせて、総人口と障がい者人口について修正しています。83ページ以降のサービスの見込

量についても同様に令和3年度以降の数値を修正しています。

次に89ページをご覧ください。「4. 地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性」です。地域生活支援事業等の記載については、前回、協議していただいた素案には記載されていなかった地域生活支援事業等がありましたので、記載について精査し、江別市で実施しているすべての地域生活支援事業等を記載することとしました。

次に、93ページをご覧ください。「第8章 計画の実現に向けて」、「2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり」、「(1) 達成状況の検証及び評価」は、前回の策定委員会にて協議いただいたものですが、本計画の検証について必要があれば自立支援協議会等の関係団体の意見も伺う点について盛り込んでほしいとのことでしたので、下から2行目に「必要に応じて事業所等の意見を聞きながら」との一文を追加しています。

その他、記載内容について精査し、説明が不足する部分については文言を追加する等、表現について修正を加えるとともに、障害の「害」の字の表記等、字句の修正を行っています。

以上で説明を終了します。

○大久保委員長

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

○中川副委員長

今、説明いただいた部分ではありませんが、60ページの課題の整理(2)ニーズに合った障害福祉サービスの提供の項目、下から2行目の部分で、「地域住民が、障がいのある方本人はもとより保護者や家族の気持ちに寄り添って、助け合いながら、きめ細やかに支援していく必要があります。」と終わっていますが、これだけ読みますと、地域住民がきめ細やかに支援していく必要がありますと言っているだけになっていると思います。他の項目を見ますと、こういうことが必要なので、こういう支援体制ができるようにしていかなければならないという書き方になるのかなと思います。例えば、「地域住民がきめ細やかに支援ができる体制を整備する必要があります。」や「市の方でそういう方向に持っていきます。」という書き方になるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○尾崎主査

それでは、そのように検討させていただきます。

○大久保委員長

こういう方法が良いと、何か具体的にはありますか。

○中川副委員長

先ほども申し上げましたが、「きめ細やかに支援できる体制を整備する必要があります」というような、表現にしていただけであればいいのかと思います。整備という言葉が他と重複し、

違う言葉が良いのであれば、事務局にお任せしますが、そういう内容の記載をしたほうが良いのかなと思います。

○尾崎主査

それでは、最後は「体制づくりを整備する」というような書き方で、また前後の文章等も見て修正をしていきたいと思います。

○大久保委員長

全体的な方向性として大事な指摘かと思います。その他にございますか。

○松井委員

この度のアンケート調査の回収率は60パーセント以上になっていますけれども、前回ほどのくらいだったのでしょいか。参考までにお聞かせください。

○尾崎主査

前回、3年前に行いましたアンケートは、障がい者手帳または児童発達支援等の通所受給者証を持っている子どもの保護者を対象にアンケート調査を行い、発送数が697件、回収数が398件、回収率は57.1%でした。前回のアンケートと比べますと、今回は回収率が上がっています。

○松井委員

私の主観ですが、回収率が上がった理由の一つに、通所施設の支援員からの支援や保護者の方が単独で記入することのないよう、ご本人の意見を聞いて記入してくださいという一文が加えられたことだと思います。この度のアンケートでは、事業所内の利用者の反応を見ますと、ご本人が乗り気になり、一緒に考えることもできたようでした。そういった点でも、今回のアンケートは良かったなと私自身も思いましたし、回収率が上がったことも嬉しく思います。これを大切にしていきたいと思います。

○大久保委員長

調査数が増えているのに、回収率も上がっていることは、相当成績が良いということだと思いますので、松井委員のご意見のとおり、色々な影響があったことと思います。せっかくのアンケート結果ですので、大事に使っていただけたいなと思いました。

○大久保委員長

先月の委員会でのご意見はずいぶん反映されているかと思いましたが、特にご意見ございませんか。よろしければ、先ほどありました修正点、それも含めて事務局で修正いただいて、本日ご協議いただいた素案を案として修正いただき、それをパブリックコメントにかけていくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○大久保委員長

そのように進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事の2つ目になります報告事項、パブリックコメントの実施について事務局から説明をお願いします。

○尾崎主査

資料2「パブリックコメントの実施について」をご覧ください。

まず初めに差し替えについて説明します。赤字で印字しています部分は、委員の皆様へ郵送していました資料から修正または追加している部分であります。4. 配布場所から配置場所へ修正し、⑮保健センターを追加しています。

それでは、「パブリックコメントの実施について」の説明をします。

この計画については、市民参加条例に基づいてパブリックコメントに供したいと考えています。

パブリックコメントの目的ですが、記載のとおりであります。障がい者支援・えべつ21プラン（素案）を広く市民に公表し、市民から広く意見等を求め、提出された意見等を考慮して計画を策定するために実施するものです。

次に、パブリックコメントの実施期間は30日以上とされていますので、令和2年12月25日から令和3年1月25日までを予定しています。パブリックコメントへの意見の提出方法は、持参、郵送、ファクスおよび電子メールでの提出としており、匿名や電話での受け付けは不可としています。

配置場所は、市役所、情報図書館、市民会館、地区センターなどの他に、障がい福祉関係施設として総合社会福祉センター、ふれあいワークセンター、保健センターとしており、パブリックコメントを受け付けたいと考えています。

以上で説明を終了します。

○大久保委員長

ただ今のパブリックコメントの事務局からの説明について、ご質問やご意見等はございますか。

○大久保委員長

25日から早速パブリックコメントが始まることになりかと思えます。そうしますと、議事についてはこれで終了となります。次第に沿いますと、3番目のその他になりますが、委員の皆様から全体を通してご意見があれば、ぜひお願いをしたいと思います。

○大久保委員長

事務局から何かございますか。

○尾崎主査

次の策定委員会の日程は2月を予定しており、時期が近づきましたら、委員の皆様は日程を調整させていただきますので、よろしく申し上げます。事務局からは以上です。

○大久保委員長

本日の委員会はとてもスムーズに進めることができましたが、事前に皆様が資料をよく読み込んでいただいた結果だと思います。

それでは、本日の協議はすべて終了しました。どうもありがとうございました。